

役員給与規程新旧対照表

新	旧
(本俸月額) 第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。 (1) 理事長 <u>100万7千円</u> (2) 理事 <u>8.2万1千円</u> (3) 監事 <u>7.0万4千円</u> (特別調整手当の月額) 第5条 (第1項 略) 2 特別調整手当の月額は、神奈川県横浜市に在勤する常勤役員にあっては、本俸月額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。 (期末手当) 第8条 (第1項 略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の65、12月に支給する場合においては、<u>100分の75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (第1号から第4号まで 略) (第3項から第9項まで 略) (勤勉手当) 第8条の2 (第1項 略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その	(本俸月額) 第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。 (1) 理事長 <u>101万1千円</u> (2) 理事 <u>8.2万4千円</u> (3) 監事 <u>7.0万6千円</u> (特別調整手当の月額) 第5条 (第1項 略) 2 特別調整手当の月額は、神奈川県横浜市に在勤する常勤役員にあっては、本俸月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。 (期末手当) 第8条 (第1項 略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の65、12月に支給する場合においては、<u>100分の85</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (第1号から第4号まで 略) (第3項から第9項まで 略) (勤勉手当) 第8条の2 (第1項 略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その

者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(第3項から第5項まで 略)

者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(第3項から第5項まで 略)